

# 高知市経営改善計画策定等助成金のお知らせ

高知市内の中小企業・小規模企業者の

経営改善・事業再生の取組を支援するため



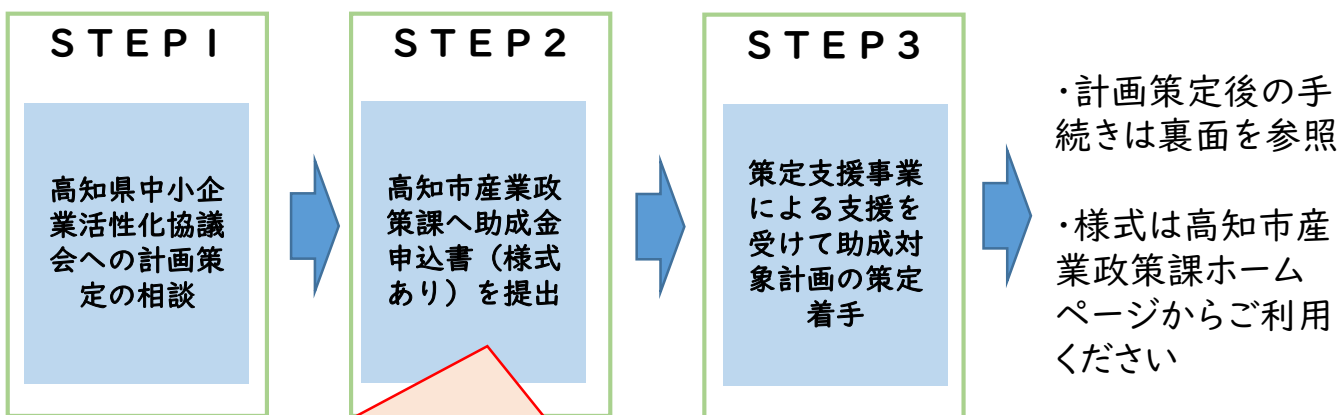
経営改善計画などの策定費用の一部を助成します

## 対象事業者

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または同法第2条第5号に規定する小規模企業者であること。
- 次のいずれかに該当する事業者であること。
  - (1) 個人で、市内に住民基本台帳に記録されており、県内において事業を営む者。
  - (2) 個人で、市外に住民基本台帳に記録されている者のうち、市内において事業を営む者。
  - (3) 法人で、市内において事業を営む者。
- 市税を滞納していないこと。
- 次のいずれかの計画を策定していること。
  - (1) 早期経営改善計画
  - (2) 経営改善計画
  - (3) プレ再生計画・再生計画

## 交付の申込み手続きについて

※必ず計画の策定着手前に必要な手続きです



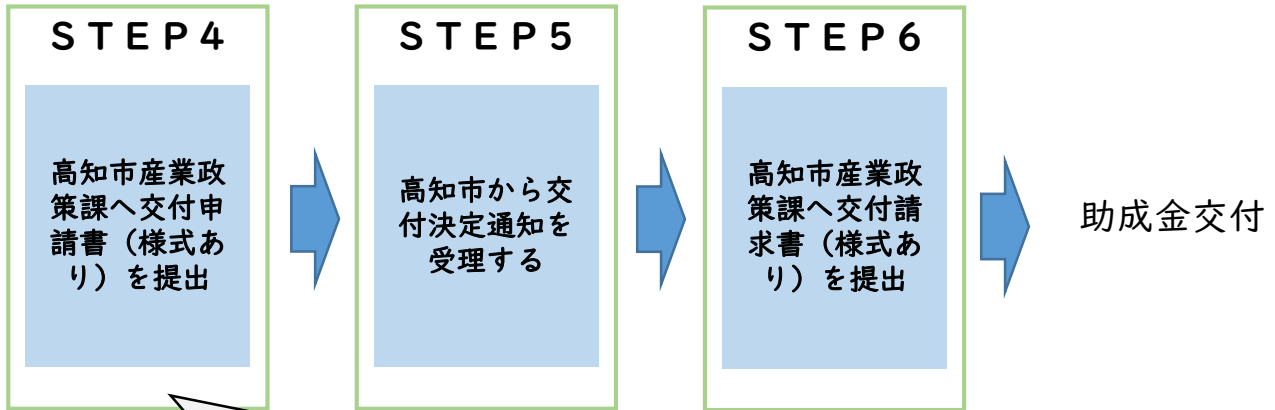
### 【STEP2に係る確認事項】

- ・STEP3の計画策定の着手前に必ず高知市へ助成金申込書を提出する必要があります。  
→ 申込書の提出が無い場合、策定後に助成金の交付請求を行うことは出来ません。
- ・助成金申込書の提出後は高知市から申込書受理通知書を発行します。
- ・申込書受理通知書の発行後に、策定する計画が変更された場合は変更届が必要です。

## 交付申請～請求の手続きについて

※計画の策定後6か月以内に手続きを行ってください。

※交付申請が、交付の申し込みを行った年度の翌年度以降である場合、当事業の予算措置がされている場合に限り助成金の交付が可能となりますので、あらかじめご了承ください。



STEP4「交付申請」では申請書のほか、添付書類の提出が必要になります。  
詳しくは、当チラシ下部にて、ご案内する高知市産業政策課ホームページでご確認ください。

## 助成対象経費および助成金額

助成対象経費	助成率	助成限度額
早期経営改善計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が認定経営革新等支援機関に支払った額	3分の1	2万円
経営改善計画のDD・計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が認定経営革新等支援機関に支払った額		10万円
プレ再生計画・再生計画の財務・事業DD、計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）に支払った額		20万円

※助成金額の確定にあたっては消費税等は除いて算出します。

## その他

☆高知市産業政策課ホームページURL

<https://www.city.kochi.kochi.jp/site/bukkakoutoushien/keieikaizen.html>

☆各申請の手続き方法に関して

申込、申請、請求の手続きは、全てメールでも受付しています。（窓口来庁不要）  
メール申請時はお電話等で本市の受理確認を行うようお願いいたします。送付先メールアドレスは当チラシ表面の下部またはホームページで確認が出来ます。

ホームページQRコード

